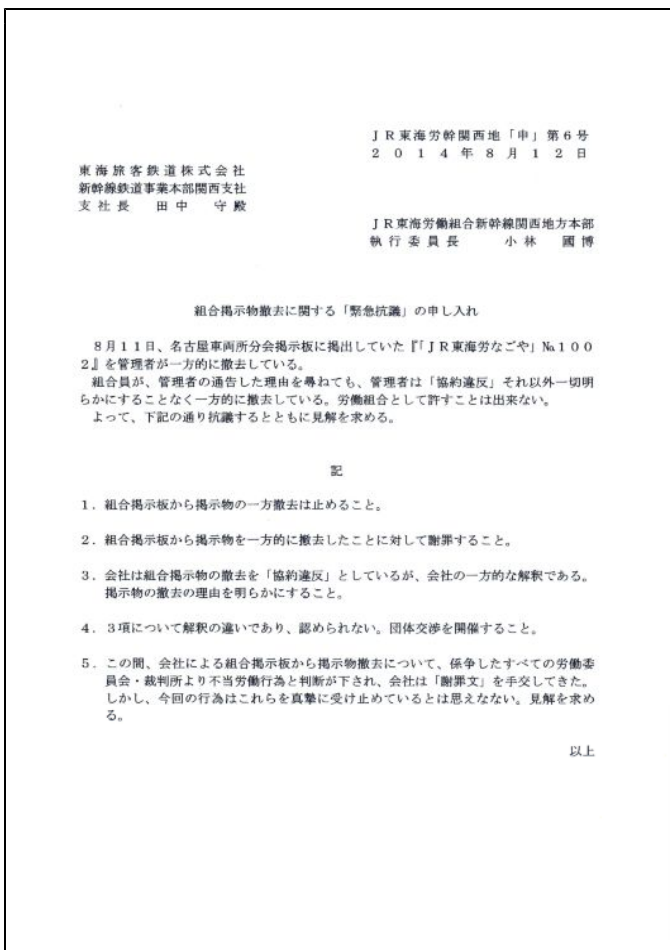


組合掲示板から「JR東海労なごや」 No.1002が、会社により撤去される！！

8月11日、名古屋車両所分会掲示板に掲出していた『JR東海労なごや No.1002』「理由なきボーナスカット！地方苦情処理会議で解決せず！中央苦情処理会議へ！」について、管理者が組合員に「一方的な撤去通告」を行い、組合掲示物を「撤去」をしたのです。

組合員が管理者に撤去理由を尋ねても「協約違反」と答えるだけであり、それ以上、一切明らかにする事も無く掲示物の撤去を行ったのです。



私たちは、これまで会社による組合掲示物の「一方的な撤去通告ならびに撤去」は、「労働組合法第7条第3号」に該当する「不当労働行為」であるとして、愛知県労働委員会に救済申立を行いました。現在、最高裁判所の決定を待つばかりとなっている現状での組合掲示物の撤去です。

また、これまで最高裁判所からは、「会社による組合掲示物の撤去は、不当労働行為である」という中央労働委員会の命令を支持した決定が下されています。

分会は、新幹線関西地方本部へ状況を報告し、新幹線関西地方本部は関西支社に「組合掲示物撤去に関する「緊急抗議」の申し入れを8月12日に行いました。

分会としても、8月15日に苦情申告書を会社に提出しました。

これまで労働委員会・裁判所から「不当労働行為である」と判断が下されている。
会社は「謝罪文」を手交してきたことを真摯に受け止めよ！！